

令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化している町内の中小企業者及び小規模事業者に対し、経営の安定及び事業の継続を図ることを目的とした支援として大鰐町事業者緊急対策支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。

(給付の対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、町内に営業実態のある事業所又は事業所を有する中小企業者又は小規模事業者（医師、歯科医師及び個人の農林業者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本社の登記がある法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- (2) 令和2年分の確定申告又は住民税の申告において事業による収入額が総収入額の5割以上を占めていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から9月までの期間で連続する2月の合計事業収入額が前年又は前々年のいずれかの同期の同一事業による合計事業収入額と比較して3割以

上減少していること。

(4) 給付金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(5) 大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条に規定する暴力団に該当しないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、次の表のとおりとする。

給付の対象者	給付金の額
第3条第1号に規定する法人	200,000円
第3条第1号に規定する個人事業主	100,000円

（給付金の申請）

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。

）は、令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

（給付の決定等）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、給付金の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の給付を決定し、その金額を確定したときは、令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金給付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付金を給付しないことを決定したときは、令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けた

者があるときは、給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。